

赤井川村「ゼロカーボンビレッジ akaigawa」推進戦略策定業務仕様書

1 業務の目的

2030年を見据えて赤井川村のゼロカーボンを実現するためには、「赤井川村エネルギービジョン」（令和3年3月）で示した7つの再生可能エネルギー導入プロジェクトとともに、村内及び周辺地域に賦存する再生可能エネルギー活用に関して戦略的プログラム構築が必要であるため、地域資源循環並びに地域資金循環の観点から、まち、くらし、しごとに寄与する持続可能な「ゼロカーボンビレッジ akaigawa 推進戦略」を策定する。

本プロポーザルは、「ゼロカーボンビレッジ akaigawa 推進戦略」策定を委託するに当たり、広く提案を募り、最も適した受託者を選定するために実施するものである。

2 履行場所

赤井川村内ほか

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本村と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を検討すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本村に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則赤井川村役場にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本村と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 受託者は、受託事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

5 業務内容

(1) 村内及び周辺地域の再生可能エネルギー賦存状況調査

村内及び周辺地域も含めた木質バイオマスエネルギーの賦存状況並びに活用ポテンシャルを調査するとともに、村有林における二酸化炭素吸収効果、J-クレジットの活用可能性について検討する。

(2) ゼロカーボン実現に向けた公共施設の改善計画

村内公共施設に関して「赤井川村公共施設等総管理計画《令和3年度改訂版》」の基本方針をもとに、適宜公共施設の現地調査を行い、エネルギー構造転換の観点から課題を抽出し、公共施設の長寿命化、快適性向上、省エネ等の施設の改善計画（断熱改修、再生可能エネルギー導入等）を検討する。

(3) ゼロカーボンプロジェクトの考察

「赤井川村エネルギービジョン」で示した7つのプロジェクトのうち、脱炭素社会実現への貢献、地域防災性向上、地域資金循環等の観点から重点的に推進すべき、2030年を見据えた、まち・くらし・しごとに寄与する持続可能なゼロカーボンプロジェクトを考察し、官民連携、実施主体及び資金計画等を検討する。

(4) ゼロカーボンビレッジ akaigawa 戦略会議の実施

2030年に向けたゼロカーボン化に関して、公民連携して検討する場として、学識経験者を交え戦略会議を実施し、住民との対話を通じて考察を行う。

(5) 関連基礎情報の収集・整理

上記(1)～(4)について、考察結果からプロジェクト案の類似先進事例調査を行い、事業化に向けた課題・解決策を整理する。

(6) 報告書の作成

(1)～(5)について、報告書として取りまとめること。

6 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（3回）、納品時のほか、必要と認められる場合に行う。

7 その他

(1) 資料の貸与について

受託者は、本業務の遂行において本村が所有する資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を行う。

なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。

(2) 補助事業としての取扱いについて

本業務は、令和4年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に基づき実施する事業のため、本事業公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱」（平成28年7月1日20160624財資第1号）の規定を遵守し実施すること。

(3) 事業終了後の対応について

本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、業務受託者は検査等に積極的に協力すること。

また、業務受託者は、受託事業の経費等に関する帳簿及び証拠書類を、受託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

8 注意事項

- (1) 受託者は、赤井川村個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本村に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本村の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- (1) ゼロカーボンビレッジ akaigawa 推進戦略構想（調査報告含む） A 4 判 30 部
 - (2) ゼロカーボンビレッジ akaigawa 推進戦略構想概要版 A 4 判 30 部
 - (3) (1)、(2) のデータを保存した電子データ（CD-R または DVD-ROM） 一式 1 部
- ※電子データファイル形式は、ワード、エクセル、PDF 等とする。